

平成 27 年 4 月 1 日から

## ●軽自動車税の税率が変更になります

☎役場税務課住民税係 ☎町役場 / ☎ 141・142

### 四輪車、三輪の軽自動車の変更点

平成 27 年 3 月 31 日までに取得したものは、①の現行税率、平成 27 年 4 月 1 日以後に最初(新車)の新規検査を受けるものは、②の新税率が適用されます。

また、グリーン税制の導入により、最初(新車)の新規検査から 13 年を経過した軽四輪車などについては、平成 28 年度から新税率の約 20%の重加算課税(③の重課税率)が適用されます。

車種		税率(年額)		
		①現行税率 3月31日以前	②新税率 4月1日以後	③重課税率 13年超
軽三輪		3,100円	3,900円	4,600円
軽四輪以上	貨物用	営業用	3,000円	3,800円
		自家用	4,000円	5,000円
	乗用	営業用	5,500円	6,900円
		自家用	7,200円	10,800円

### 原動機付自転車、二輪車などの変更点

原動機付自転車、二輪車などは、平成 27 年 4 月 1 日から新税率に変わります。

車種		税率(年額)	
		変更前	変更後
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	90cc以下	1,200円	2,000円
	125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
軽二輪	125cc超 ~250cc以下	2,400円	3,600円
小型二輪	250cc超	4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円	2,400円
	その他のもの	4,700円	5,900円

### 廃車や名義変更の手続きはお早めに

- 軽自動車税は、毎年 4 月 1 日現在の所有者などに課税されます。
- 4 月 2 日以降に廃車した場合の月割減額制度はありません。
- 原動機付自転車や軽自動車などを廃棄処分したり、他人に譲渡したときなど、所有しなくなったら、廃車や名義変更の申告が必要です。
- 手続きを忘れていると税金が課税されますので、4 月 1 日までに必要な手続きを行ってください。

### 軽四輪の税率の変更点 Q & A

(乗用・自家用の場合)

- Q1** 平成 26 年 9 月現在、軽自動車(平成 20 年度中に新車として購入した車)を所有している場合は？
- A1** 平成 27 年度以降も①の現行税率のままです。ただし、平成 34 年度からは③の重課税率(税額 12,900 円)が適用されます。
- Q2** 平成 26 年度中に新車に買い換えた場合はどうなりますか？
- A2** 平成 27 年度以降も、①の現行税率の税額 7,200 円のままです。ただし、平成 40 年度から③の重課税率(税額 12,900 円)が適用されます。
- Q3** 平成 27 年 7 月に新車に買い換えた場合はどうなりますか？
- A3** 平成 28 年度以降は、②の新税率(年額 10,800 円)が適用されます。また、平成 41 年度からは③の重課税率(税額 12,900 円)が適用されます。
- Q4** 平成 27 年 7 月に中古車(平成 20 年度中に新車として発売された)に買い換えた場合はどうなりますか？
- A4** 平成 28 年度以降も①の現行税率(税額 7,200 円)のままです。ただし、平成 34 年度からは③の重課税率(税額 12,900 円)が適用されます。